

平成 28 年 度

宍 粟 市 各 会 計 決 算 に 基 づ く
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

宍 粟 市 監 査 委 員

平成 28 年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

平成 29 年 7 月 21 日 ~ 平成 29 年 8 月 18 日

2 審査の対象

平成 28 年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	12.75	20.0
連結実質赤字比率	-	-	17.75	30.0
実質公債費比率	14.5	15.0	25.0	35.0
将来負担比率	110.6	122.8	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区 分		平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
法 適 用	水 道 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0
	病 院 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0
	農 業 共 済 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0
法 非 適 用	下 水 道 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は平成 28 年度における基準である。

健全化判断比率算定表

(単位：千円)

区分	比率(%)	算定式														
実質赤字比率	-	$\frac{\text{普通会計(一般会計+鷹巣診療所特別会計)の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{447,313 + 0}{15,331,255} = 2.91\%$ <p>一般会計・鷹巣診療所会計とも実質赤字のためで表示している。</p>														
連結実質赤字比率	-	$\frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0 + 0) - (518,451 + 753,794)}{15,331,255} = 8.29\%$ <p>イ = 一般会計及び公営企業(法適用・法非適用)以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 0 ロ = 公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 = 0 ハ = 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 518,451 (一般会計447,313 + 鷹巣0 + 国保15,029 + 診療所448 + 介護44,386 + 後期高齢11,017 + 訪看258) ニ = 公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 = 753,794 (水道691,509 + 病院0 + 農漁59,996 + 下水1,171 + 農集排1,118)</p>														
実質公債費比率	14.5	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$ <p>(平成26年度：14.60846 + 平成27年度：14.84971 + 平成28年度：14.05339) / 3 = 14.5%</p>														
将来負担比率	110.6	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$ <p>60,441,124 - (5,687,663 + 2,312,721 + 39,397,888) / (15,331,255 - 3,539,902) = 110.6%</p>														
資金不足比率	-	<p>公営企業ごとの資金の不足額 各公営企業会計の資金不足額</p> <table border="1"> <tr> <td>公営企業ごとの事業規模</td> <td>水道</td> <td>691,509</td> <td>病院</td> <td>0</td> <td>農業共済</td> <td>59,996</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水</td> <td>1,171</td> <td>農集排</td> <td>1,118</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>全ての公営企業会計で資金不足を生じていないためで表示している。</p>	公営企業ごとの事業規模	水道	691,509	病院	0	農業共済	59,996		下水	1,171	農集排	1,118		
公営企業ごとの事業規模	水道	691,509	病院	0	農業共済	59,996										
	下水	1,171	農集排	1,118												

実質赤字比率

普通会計（一般会計、鷹巣診療所特別会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 27 年度及び平成 28 年度ともに赤字額が生じていないことから「-」で表示しており、平成 28 年度における早期健全化基準の 12.75%を下回っている。

連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、8 特別会計、3 公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 27 年度及び平成 28 年度ともに赤字額が生じていないことから「-」で表示しており、平成 28 年度における早期健全化基準の 17.75%を下回っている。

実質公債費比率

一般会計の元利償還金、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、平成 28 年度は 14.5%となっており前年度より 0.5 ポイント減少した。

主な要因としては、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が 332,848 千円、標準財政規模が 63,274 千円減少し、一部事務組合の地方債償還への負担金が 155,844 千円増加したことによる 1.2%上昇の要因はあるものの、地方債元利償還金が 236,498 千円減少し、災害復旧費等に係る基準財政需要額が 419,032 千円増加したことによる 1.7%減少の要因もあり、結果として 0.5%の減少となった。

なお、早期健全化基準 25.0%は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる 18.0%を 3.5 ポイント下回っている。

将来負担比率

一般会計における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、平成 28 年度は 110.6%となっており前年度より 12.2 ポイント減少した。平成 28 年度における早期健全化基準の 350.0%を下回っている。主な要因としては、基準財政需要額算入見込額が 1,051,472 千円、充当可能特定歳入が 173,407 千円減少したことにより 11.7%増加したが、地方債残高が 1,168,407 千円、公営企業債等繰入見込額が 1,379,801 千円、組合負担等見込額（にしはりま環境事務組合分の地方債残高）が 180,744 千円、算入公債費等（事業費補正

等)が147,087千円減少したことによる。

資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、平成27年度及び平成28年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「-」で表示しており、平成28年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

国保税は他市と比較して決して安くない状況でもあり、医療費の抑制について国保加入者の理解を得られるよう丁寧な説明を行い健全な国保事業の運営に努められたい。

実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較して0.5ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少したことに加えて、臨時財政対策債や合併特例債の発行により、普通交付税に算入される元利償還金のウェイトが増加した結果による。平成28年度においても579,670千円の繰上償還を実施するなど、平成33年度の普通交付税一本算定に向けた取り組みがされている。

しかしながら、今後は、普通交付税の一本算定による標準財政規模の縮減が予想されることから、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

将来負担比率について

将来負担比率は前年度と比較すると、12.2ポイント減少し、早期健全化基準以下となっている。

平成28年度末の将来負担額の総額は60,441,124千円で、その内普通会計における地方債現在高は30,009,412千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は27,659,081千円で起債償還に係るものが全体の95.4%を占めている。

将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃や地域生活排水施設(コミュニティ)

リト) 使用料等の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は13,042,852千円で、平成27年度より1,458,048千円の減となっており、将来負担比率が減少したことの要因である。

なお、今後、上下水道、総合病院を中心に施設の耐用年数を迎える、また、市民局単位での拠点施設整備等新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後も、将来負担の軽減に努められたい。

資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じていないが、病院事業特別会計においての内部留保資金は平成27年度より無くなっており、非常に厳しい状況である。より一層の経営改善に努められたい。また、上下水道事業特別会計についても、施設の長寿命化に努めるとともに、将来的な施設更新に向けより一層の経営改善に努められたい。

計画的な繰上償還等による、実質公債費比率について18.0%を下回っているが、平成33年度の普通交付税の一本算定や5年毎に実施される国勢調査において人口減少することが予想されており、新たな財源確保ができないかぎり、交付税に大きく依存する宍粟市にとっては非常に厳しい現実にあたっていると見える。今後も最少の経費で最大の効果という理念に基づき、今の内から業務改善を行い、さらに歳出削減に取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い財政の健全化、スリム化に努められたい。